

中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第七次答申）」の概要

自動車排出ガス低減対策として、これまで自動車側の対策と燃料側の対策の両面から逐次審議を実施。その一環として、このたび、大気汚染防止法に基づく自動車燃料の許容限度に関し、次の答申案を予定。

ディーゼル自動車の排出ガス低減対策

1．軽油の超低硫黄化

軽油中の硫黄分の許容限度を平成 19 年（2007 年）から 10ppm とする（現状 50ppm）。なお、平成 17 年（2005 年）には燃料生産者の自主的な部分供給を期待。

2．新長期規制以降のディーゼル自動車に係る排出ガス低減対策

1．により軽油中の硫黄分の 10ppm 化が図られることを前提に、新長期規制以降の排出ガス低減目標値及びその達成時期について、可能な限り早期に結論を得るべく技術的な評価を踏まえ検討を進める。

ディーゼル自動車の燃料には専ら軽油が使用されている。

新長期規制は平成 17 年から実施される世界で最も厳しいレベルの排出ガス規制である。

燃料品質に係る許容限度の見直しについて

自動車排出ガスの悪化を防止するため、現状の市販ガソリン・軽油の燃料品質を勘案の上、燃料品質規制の強化を図ることとし、次のとおり燃料品質項目を新たに設定する。

1. ガソリン

オクタン価、蒸留性状、蒸気圧に関する許容限度を、別表 1 のとおり設定する。

また、含酸素化合物に関しては、使用過程車の排出ガスに及ぼす影響を勘案の上、ガソリン中の含酸素率の許容限度を 1.3 質量% (エタノールに換算すると約 3.5 体積%に相当) とする。なお、10 体積%程度までエタノールを添加した燃料 (いわゆる E10) 等の可能性については、これに対応した自動車の技術開発状況等を考慮し、改めて検討を行う。

総合エネルギー調査会 (資源エネルギー庁の審議会) は、エタノールのガソリンへの添加に関し、安全性の観点等から検討を行い、エタノール添加を 3% まで許容することとした。

2. 軽油

密度及び残留炭素分に関する許容限度を 別表 2 のとおり設定する。

なお、含酸素化合物の一種である脂肪酸メチルエステル (FAME) (いわゆるバイオディーゼル燃料) の軽油への添加については、

- ・ PM 等排出ガスに与える影響の精査
 - ・ FAME の性状に関する規格化の検討
- を引き続き進める。

別表 1

ガソリンの燃料品質項目への追加とその許容限度設定目標値

追加項目		許容限度設定目標値
オクタン価		89 以上
蒸留性状	10%留出温度	70 以下
	50%留出温度	75 以上 110 以下
	90%留出温度	180 以下
	終点	220 以下
	残油量	2.0 体積%以下
蒸気圧		夏期用 44kPa 以上 72kPa 以下 (平成 17 年から 65kPa 以下) 冬期用 44kPa 以上 93kPa 以下
含酸素率		1.3 質量%以下

別表 2

軽油の燃料品質項目への追加とその許容限度設定目標値

追加項目	許容限度設定目標値
密度	0.86g/cm ³ 以下
10%残油残留炭素	0.1 質量%以下